

## 空き家所有者等情報の外部提供に関する同意書

令和 年 月 日

弘前市長 様

下記に記載した個人情報を含む空き家等情報について、弘前市と「弘前市空き家・空き地の利活用に関するパートナーシップ協定」を締結している青森県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会青森県本部、並びにそれらに加盟する会員（宅建業者）に対し、情報提供することに同意します。

### 【同意者】

住 所	〒		
フリガナ 氏 名			
所有者 との関係	建物	<input type="checkbox"/> 本人（単独） <input type="checkbox"/> 本人（共有） <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 後見人 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	土地	<input type="checkbox"/> 本人（単独） <input type="checkbox"/> 本人（共有） <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 後見人 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
連絡先 電話番号		メール アドレス	

【空き家等情報】 →裏面にご記入ください。

### 【情報提供の流れ】

- ①市に「空き家所有者等情報の外部提供に関する同意書」を提出します。
- ②市は、「弘前市空き家・空き地の利活用に関するパートナーシップ協定」を締結している青森県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会青森県本部並びにそれらに加盟する会員（事前に登録されたものに限る）に対し、同意書の写し（裏面のみ）を提供します。
- ③裏面の【空き家等情報】の提供を受け、売買や賃貸等の交渉を希望する会員が市に連絡します。
- ④交渉を希望する会員が1社の場合は、市は協会を通じてその会員に対して同意書の写し（両面）を提供し、会員から同意者に連絡があります。
- ⑤交渉を希望する会員が2社以上の場合は、市は同意者に対して希望した会員のリストを送付し、同意者がリストにある会員へ連絡します。

表面（裏面にも記載事項があります）

空き家所有者等情報の外部提供に関する同意書（裏面）

【空き家等情報】

建物	所在地			
	用途	<input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> その他（                      ）	延床面積	m <sup>2</sup>
	建築年	年	空き家になった時期	年
土地	地番			
	面積	m <sup>2</sup>	地目	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> その他（                      ）

表面の【情報提供の流れ】及び下記の【注意事項】を確認しました。

市が用意する空き家の外観写真及び位置図を情報提供することに同意します。

【注意事項】

- 1 市、宅建協会及び全日協会並びに会員は、空き家所有者等情報の外部提供の実施により取得した個人に関する情報について、空き家の売買（解体更地渡しの土地の売買を含む）及び賃貸に係る業務以外に利用しません。
- 2 この同意書は、物件の売買等を保証するものではありません。
- 3 弘前市は情報提供を行い、空き家の売買（解体更地渡しの土地の売買を含む）及び賃貸の交渉・契約等については直接関与しません。交渉等に関するトラブルについては当事者間でご解決願います。

【問い合わせ先】

空き家所有者等情報の外部提供に関して、ご不明な点やご要望などございましたら下記担当へご連絡ください。

担当：弘前市建築部建築指導課空き家対策係 電話 0172-40-0522